山田太郎 様

財産診断書

令和03年／財産分割案①
基準日：令和3年03月17日
作成日：令和3年03月24日

Property Report

杉並・中野相続サポートセンター

MyKomon

総括

令和03年／財産分割案①
基準日：令和3年03月17日
作成日：令和3年03月24日

固定性資産
3億4980万円

土地	建物	自社株式	その他
2億3300万円	7440万円	4000万円	240万円

＋

流動性資産
1億1550万円

有価証券	預貯金	生命保険金	退職手当金
1250万円	1億0000万円	300万円	0万円
			その他 0万円

＝

資産総額　4億6530万円

資産総額　4億6530万円　－　債務 0万円　葬式費用 0万円

＝

財産総額　4億6530万円

－

相続税の納付税額　4503万円
（相続税額　8920万円）
※「財産分割案＆相続税概算」で計算した概算の税額です。
※「相続税の納付税額」「相続税額」は分割の仕方で変化します。

＝

税引後の財産　4億2027万円

資産総額の構成

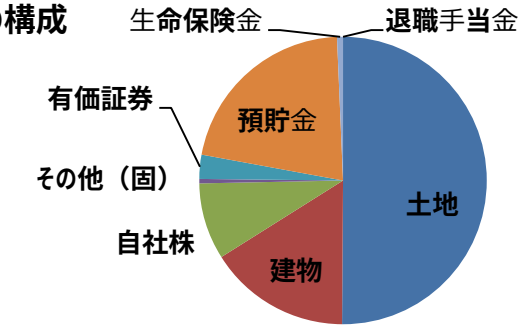

財産バランス

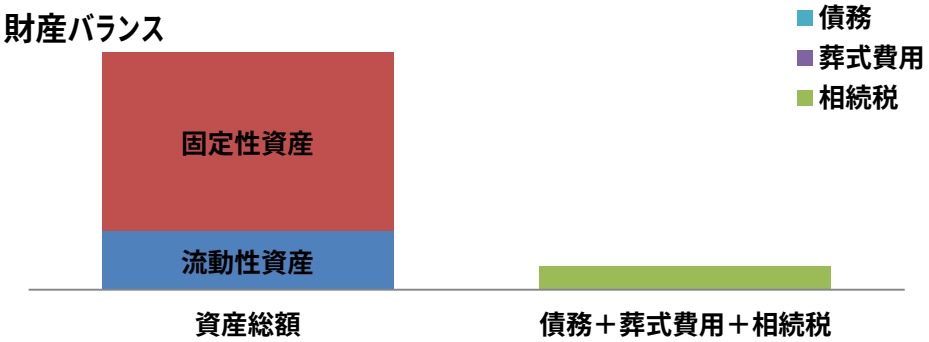

親族関係

令和03年／財産分割案①
基準日：令和3年03月17日
作成日：令和3年03月24日

氏名		フリガナ	続柄	取得原因	民法上の法定相続分	税法上の法定相続分	2割加算	生年月日	年齢
山田太郎	様	ヤマダ　タロウ	本人	ー	ー	ー	ー		
山田花子	様	ヤマダ　ハナコ	配偶者	相続	1 / 2	1 / 2	ー	1956年(昭和31年)1月1日	65歳
山田一郎	様	ヤマダ　イチロウ	子	相続	1 / 6	1 / 6	ー		
山田二郎	様	ヤマダ　ジロウ	子	相続	1 / 6	1 / 6	ー		
伊藤洋子	様	イトウ　ヨウコ	子	相続	1 / 6	1 / 6	ー	1991年(平成3年)1月1日	30歳

親族関係

令和03年／財産分割案①
基準日：令和3年03月17日
作成日：令和3年03月24日

氏名		続柄	法定相続分	生年月日
山田太郎	様	本人	ー	
山田花子	様	配偶者	1 / 2	昭和31年1月1日
山田一郎	様	子	1 / 6	
山田二郎	様	子	1 / 6	
伊藤洋子	様	子	1 / 6	平成3年1月1日

親族関係図

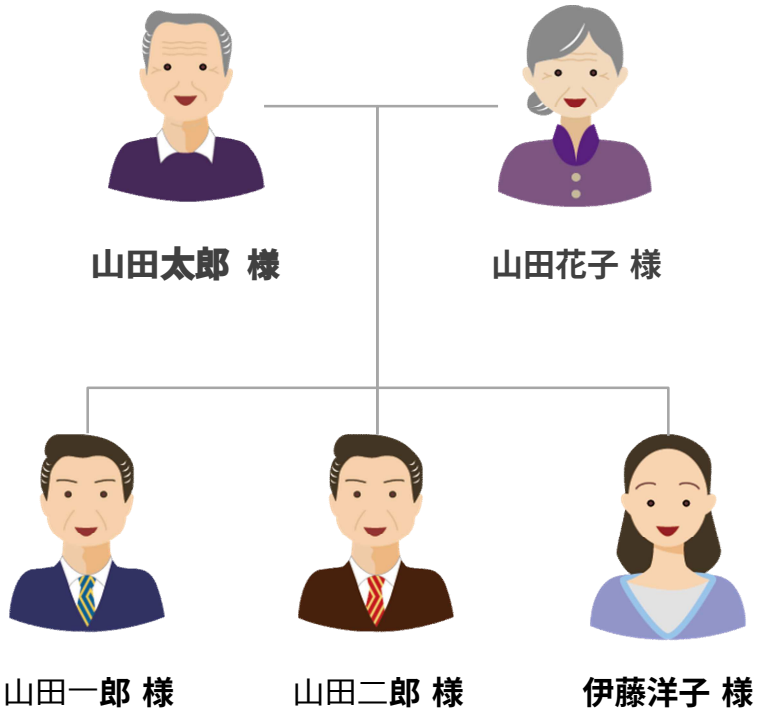

相続税の概算

令和03年／財産分割案①
基準日：令和3年03月17日
作成日：令和3年03月24日

固定性資産	3億4980万円
流動性資産	1億1550万円
債務･葬式費用	0万円
財産総額	**4億6530万円**

相続税額の計算のための加算･減算

①小規模宅地等の減額	-4488万円
②非課税金額	-300万円
③生前贈与加算額	0万円
④基礎控除額	-5400万円

相続税額	**8920万円**
贈与税額控除･配偶者の税額軽減など	-4417万円
相続税の納付税額	**4503万円**

①小規模宅地等の減額

自宅や事業用の土地は、評価額を減額する特例が設けられています。

- 特定居住用宅地等　減額割合：80%　限度面積：330㎡
- 特定事業用宅地等　減額割合：80%　限度面積：400㎡
- 特定同族会社事業用宅地等　減額割合：80%　限度面積：400㎡
- 貸付事業用宅地等　減額割合：50%　限度面積：200㎡

②非課税金額

生命保険金、退職手当金は非課税枠があります。

- 生命保険金　500万円×法定相続人の数
- 退職手当金　500万円×法定相続人の数

③生前贈与加算額

- 生前贈与加算額＝3年以内の贈与財産＋相続時精算課税制度適用財産
- 3年以内の贈与は相続税の計算に含まれます。

※支払った贈与税は税額から控除されます。

④基礎控除額

- 3000万円＋（600万円×法定相続人の数）

※「財産分割案＆相続税概算」で計算した概算の税額です。
※「相続税の納付税額」「相続税額」は分割の仕方で変化します。

２次相続シミュレーション

令和03年／財産分割案①
基準日：令和3年03月17日
作成日：令和3年03月24日

配偶者の取得割合（１次）	配偶者の取得財産（１次）	１次相続　納付税額			２次相続納付税額	納付税額合計
		配偶者	子	計		
100%	4億1742万円	4460万円	0万円	4460万円	9808万円	1億4268万円
80%	3億3394万円	2676万円	1234万円	3910万円	6824万円	1億0734万円
60%	2億5045万円	892万円	3018万円	3910万円	4568万円	8478万円
50%	2億0871万円	0万円	3910万円	3910万円	3440万円	7349万円
45%	1億8784万円	0万円	4356万円	4356万円	2742万円	7097万円
40%	1億6697万円	0万円	4802万円	4802万円	2162万円	6964万円
35%	1億4610万円	0万円	5248万円	5248万円	1697万円	6945万円
30%	1億2523万円	0万円	5694万円	5694万円	1232万円	6926万円
25%	1億0436万円	0万円	6140万円	6140万円	875万円	7015万円
20%	8348万円	0万円	6586万円	6586万円	526万円	7112万円
15%	6261万円	0万円	7032万円	7032万円	218万円	7250万円
10%	4174万円	0万円	7478万円	7478万円	0万円	7478万円
5%	2087万円	0万円	7924万円	7924万円	0万円	7924万円
0%	0万円	0万円	8370万円	8370万円	0万円	8370万円

※１次相続の財産は課税価格です。
※相次相続控除は考慮していません。
※２次相続の税制：平成27年01月01日以後
※小規模宅地等の減額は、取得割合によらず固定で計算しています。

シミュレーションの条件

１次相続の財産	4億1742万円
配偶者の固有の財産	0万円

※２次相続は、「配偶者が１次相続で取得した財産」に「配偶者の固有の財産」を加えた財産で計算しています。

■２次相続の詳細条件

小規模宅地等の減額	0万円
非課税金額	0万円
生前贈与加算	0万円
税額控除	0万円
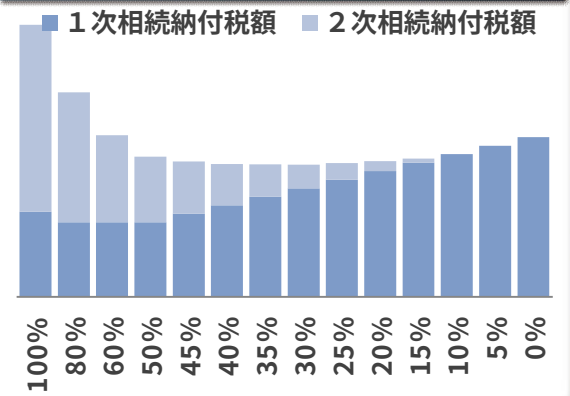
１次＋２次の納付税額の推移